

議案第27号

万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例を廃止する条例案

万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和3年大阪市条例第59号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係るこの条例による廃止前の万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例に規定する特定職員の給与及び通勤に係る費用弁償の額の算定については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

万博推進局の廃止に伴い、万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する定めを廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する
条例

大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に規定する万博推進局の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の13において準用する同法第252条の9第3項第2号の方法による選任時に府給与条例等（職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪府条例第5号）又は非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第38号）をいう。以下同じ。）の適用を受ける大阪府の職員である者に限る。以下「特定職員」という。）の給与及び通勤に係る費用弁償の額については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）その他本市の職員に適用のある給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、当該特定職員が引き続き府給与条例等の適用を受けるものとみなして府給与条例等その他大阪府の職員に適用のある給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算定する。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。